

令和8（2026）年度保育士・保育の現場の魅力発信事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8（2026）年度保育士・保育の現場の魅力発信事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

県内高校生（高等専修学校生及び通信制高校生を含む）を対象に、保育所等での職場体験（以下「高校生保育体験」という。）を通じて、保育士の仕事の魅力や専門性とやりがいを体感してもらい、将来的な保育人材確保につなげる。

また、高校生保育体験終了後に、県内高校生（高等専修学校生及び通信制高校生を含む）に加え現職保育士及び潜在保育士なども対象に、保育所等の取組を共有する保育フォーラムを設定し、保育に関する関心を更に深め、離職防止や更なる人材確保につなげていく。

2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年2月26日（金）まで

3 委託料

- (1) 4,471,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- (2) 委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとなる。
- (3) 対象経費

想定される経費内容を下記のとおり提示する。高校生保育体験及び保育フォーラム（指定保育士養成施設のオープンキャンパスを含む）に係る一切の経費を乙が負担する。委託料内で、企画提案により自由に区分・内容は変更可能とする。（保育フォーラムは11月頃を想定している。）

なお、保育フォーラムに要する施設使用料（会場費）については、見積書に計上しないこと。

【高校生保育体験】

番号	区分	内容
1	企画	マニュアル・資料
2	制作	保育士の1日密着動画・体験者名簿（各学校ごと）・体験者及び受入施設向け手引・申込専用サイト・申込フォーム等
3	広報費	ポスター等を作成し、データ版も納品すること。 周知予定先 ・ポスター（県内市町主管課、県内教育・保育施設、県内高等学校・高等専修学校・通信制高校） ・データ（県高校教育課・文書学事課、県内市町主管課、県内教育・保育団体、県内教育・保育施設、県内高等学校・高等専修学校・通信制高校等） ほか、周知先や広告手法（SNS等）についても提案すること。

4	アンケート	アンケートフォーム制作・取りまとめ
5	消耗品費	
6	保険料	高校生保育体験実施に係る保険料 ボランティア活動保険（体験参加者）
7	一般管理費	上記計の10%
8	消費税	

【保育フォーラム】

番号	区分	内 容
1	企画	マニュアル・台本・資料
2	制作	発表動画・看板等当日設置するもの
3	当日進行	当日スタッフ 10名以上確保すること。
4	司会料	イベント司会等
5	謝金	有識者（旅費等一切の経費含む）・イベント協力者等
6	広報費	ポスター等を作成し、データ版も納品すること。 周知予定先 ・ポスター（県内市町主管課、県内指定保育士養成施設、県社会福祉協議会、県内ハローワーク） ・データ（県内市町主管課、県内指定保育士養成施設、県社会福祉協議会、県内ハローワーク、県内教育・保育団体、県内教育・保育施設等） ほか、周知先や広告手法（SNS等）についても提案すること。
7	アンケート	アンケートフォーム制作・取りまとめ
8	景品	保育体験参加者向けの記念品等
9	消耗品費	
10	一般管理費	上記計の10%
11	消費税	

4 事業概要

下記内容を企画提案書に盛り込むこと。

【高校生保育体験】

(1) 体験期間

- ・令和8（2026）年7月下旬から8月下旬とする。
- ・受入施設での体験は、原則として連続する3日間とし、1日につき6時間（9時から16時（休憩時間を含む））以上とする。

(2) 体験内容

- ・受入施設が用意する体験プログラムによる。
- ・体験では、ボランティアとしての参加（賃金の支払いは無し）とする。

・体験は無料。ただし、食費・交通費は自己負担とする。

(3) 体験希望者の募集・受付・登録等

①募集

・300人を上限とする。

・栃木県内の高等学校・高等専修学校・通信制高校に在籍又は栃木県内に在住する高校生を対象とする体験参加募集に関するポスターを作成し、県内各高校宛てへの周知やWEB広告等の広報を行い、体験者数の確保に努めること。

・県内各高校へのポスター等の送付の際、進路指導担当教諭向けに、県が提供する保育士の処遇改善状況等の情報のほか、体験参加者が在籍する高校宛てには後日参加者情報の共有を行う旨を記載した上で周知の依頼文を添付すること。

②受付・登録等

・委託先HP内に専用サイト等を作成し、体験参加希望者がホームページ上で参加申込できるようにすること。また、参加申込書には、申込者の氏名、生年月日、学校名、学年、連絡先（電話・メールアドレス等）、病歴やアレルギー等の体験を行う上で配慮すべき点、受入施設の希望（事業所名・期間）、保護者の氏名や連絡先のほか、個人情報、著作権及び肖像権に関する取扱いに関する同意等の記載を求めるとともに、保護者から参加の同意（個人情報、著作権及び肖像権の取扱い含む）を事前に得る仕組みを設けること。

(4) 受入施設の募集・受付・登録等

①募集

・受入施設の募集に関する依頼文等を作成すること。県内の保育所及び認定こども園宛への周知等の広報を行い、受入施設数の確保に努めること。

・依頼文には、体験の流れ（申込から体験実施、アンケート提出まで）や注意事項、想定されるQ&A、申込先のQRコード等を記載すること。

②受付・登録等

・委託先HP内に専用サイト等を作成し、受入希望施設がホームページ上で参加申込できるようにすること。

・参加申込書には、申込施設名、受入可能人数、受入可能期間、担当者連絡先（電話・メールアドレス等）、受入施設から高校生へのメッセージ等の記載を求めると。

(5) 会場

・県内の保育施設とすること。

(6) 仕事体験の実施

①体験参加者向け手引の作成

・体験に参加する高校生向けに、本事業の趣旨、保育所及び認定こども園の概要、保育の仕事の魅力・やりがい、仕事体験の標準スケジュール、体験参加時のポイント・マナー、保育士になるための今後のステップ等を図や写真を交えて作成し、後述する高校生向けの事前説明会で使用すること。

②受入施設向け実施手順書の作成

・受入施設向けに、本事業の趣旨、仕事体験の標準スケジュールや注意事項等を記載するこ

と。

③受入施設と体験参加希望者のマッチング

- ・受入施設及び体験参加希望者の双方の希望等を調整の上、マッチングを行うこと。
- ・マッチング結果について、体験参加者が在籍している高校宛てに提供する参加者名簿を作成すること。
- ・体験参加者又はその保護者から仕事体験に係る質問等があれば必要な対応・支援を行うこと。

④体験参加者向け事前説明会の開催

- ・受入施設決定以降から仕事体験開始前までの間に、体験参加者向け事前説明会を開催し、前述の体験参加者向け手引を用いて説明すること。
- ・説明会については、オンライン、録画等を問わないが、視聴できない者がいる場合は資料の送付を行うこと。

⑤受入施設向け説明会の開催

- ・仕事体験開始前までの間に、受入施設向け事前説明会を開催し、前述の受入施設向け実施手順書を用いて説明すること。
- ・説明会については、オンライン、録画等を問わない。

⑥ボランティア活動保険加入

- ・体験参加者の事故等に備えるためボランティア活動保険（傷害保険・賠償保険）の加入手続きを行うこと。

⑦仕事体験の執行管理

- ・仕事体験の実施期間中、体験参加者やその保護者、受入施設からの質問や相談等に対応すること。
- ・体験参加者に、アンケート（参加した感想、指定保育士養成施設への進学意向等）を実施するとともに、受入施設に対しても、アンケート（受入した感想や次回以降の改善点等）を実施すること。

(7) 周知方法

- ・乙は、ポスター以外に高校生の参加が見込めるような周知方法を、より具体的に提示すること。

(8) 保育士の1日密着動画

- ・高校生に対し、保育士の1日を周知するための動画を作成すること。
- ・高校生に募集案内をする時期までに作成すること。
- ・協力園については、甲が選定する。
- ・ダイジェスト版の動画も作成すること。
- ・県の公式YouTube等に公開することを事前に説明し、許諾を得ること。

(9) スケジュール

- ・保育体験開催までのスケジュールを提示すること。

(10) 実施体制

- ・実施体制について提示すること。

【保育フォーラム】

保育フォーラム日時、会場、ブースの提示は不要とする。

なお、実施に当たっては、県が同日・同会場で開催するイベントの受託業者等と協力して行うこと。

- (1) 保育フォーラム
 - ・乙は、発表者及び参観者の必要な物品等を準備、設営する。
 - ・乙は、来場者にとって共感や興味をもたれるような内容を提案すること。
 - ・動画等を作成する場合、県の公式YouTube等に公開することを事前に説明し、許諾を得ること。
- (2) 有識者
 - ・有識者として3名提案すること。
 - ・有識者は、保育に関する知識・経験・技術等があり、保育士や保育士を目指す方にとって共感や興味をもたれるような者とする。なお、栃木県ゆかりの方である必要はない。
- (3) 指定保育士養成施設オープンキャンパス
 - ・指定保育士養成施設のオープンキャンパスを実施するに当たり、レイアウト等は県が同日・同会場で開催するイベントの受託業者等と協力して設計すること。
- (4) 周知方法
 - ・乙は、現役保育士、潜在保育士、養成校学生及び保育に興味がある人の来場が見込めるような周知方法を、それぞれより具体的に提示すること。
- (5) 保育体験参加者向けの記念品
 - ・指定保育士養成施設オープンキャンパスに参加した後に、配布することとする。
- (6) アンケート
 - ・乙は、保育フォーラムが終了後、来場者を対象にしたアンケートフォームの作成・集計・結果報告を行うこと。
- (7) スケジュール
 - ・イベント開催までのスケジュールを提示すること。
- (8) 実施体制
 - ・実施体制について提示すること。

5 実績報告

受託者は、成果品として以下を記載した内容を本業務履行期限までに県に報告すること。

なお、原則として実績報告書（A4判）紙媒体1部（動画等の紙媒体の提出が困難なものを除く）及びCD-R1枚（データ）のそれぞれを提出すること。

(1) 記載内容

【高校生保育体験】

- ①確定した受入施設の名称、体験参加者一覧表
- ②体験実施日ごとの体験参加者の人数
- ③各受入施設及び体験参加者のアンケートの集計結果
- ④受入施設及び体験参加者の募集にかかる広報実績（方法及びその結果）

- ⑤受入施設及び体験参加者から対応を求められた事案及び対応内容
- ⑥本事業の改善点
- ⑦作成したポスター・ポスターデータ・動画等
- ⑧その他県が報告を求める事項

【保育フォーラム】

- ①委託業務内容
 - ②事業概要
 - ③実施内容
 - ④作成したポスター・ポスターデータ・動画等
 - ⑤保育フォーラム参加後のアンケートの集計結果（来場者・指定保育士養成施設・その他フォーラム関係者）
 - ⑥その他県が報告を求める事項
- (2) 提出場所
栃木県保健福祉部こども政策課子ども・子育て支援班
- (3) 提出期限
令和9(2027)年2月26日（金）

6 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、職業に関する選択は、あくまで個人の価値観に基づくものであるため、価値観の押しつけととられることの無いよう十分に留意すること。
- ・性別役割分担があるかのような表現は行わないよう留意すること。
- ・関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- ・各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転すること。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・甲は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ・甲と打合せ時には、議事録を作成し、共有すること。議事録はA4 1枚程度とし、次回打ち合わせまでのToDoリストが分かるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めることとする。

7 その他

- ・各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。
- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、甲の承認を得ること。
- ・各業務の詳細について甲と協議の上決定し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、甲に提出すること。

8 総括責任者

- ・乙は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。
- ・統括責任者は、原則として変更できないこととする。